



広川町ごみの分け方、出し方

平成 26 年 4 月修正版

◇ごみは必ず町の指定袋で出して下さい。◇分別すればごみは資源◇利用しよう資源回収

区分	ごみの種類	ごみの例 (家庭から出されるごみ)	お願い	もえるごみ		
				収集日	地区	
もえるごみ	もえるごみ専用袋(茶)	へ入れて出してください。●プラスチックは絶対に入れないで下さい。●金属などの不燃物は絶対に入れないで下さい。		毎週 月・木曜日	湊浜町、西浜町 本町、南広地区全域 津木地区全域	
	生ごみ	料理くず、残飯、食用油、卵の殻や貝殻など			区 の 一 部	中之町、田町 昭和通北、昭和通中 昭和通南
	紙類	紙くず、たばこの吸い殻、生理用品、紙おむつなど			毎週 火・金曜日	湊中町、西中町、天皇区 みどり区、シャーマゾン広川 三洋住宅(名島5班) 広東町地区全域
	布類	古着、ぬいぐるみなど ※ボタン、ファスナー、金属類は取り除いて下さい。			区 の 一 部	中之町、田町、昭和通北 昭和通中、昭和通南
資源ごみ (リサイクルごみ)	枯れ葉類	落ち葉や草など ※できるだけ乾かして出して下さい。	太い木片を出す場合は、役場住民生活課へ連絡したのち、町不燃物一時置場(和田 21-2 番地)へ毎月 5 ~ 11 日、20 ~ 26 日に、持ち込みをお願いします。(午前 9 時 ~ 午後 3 時)	資源ごみ・もえないごみ	地区(集積所)名	
	プラスチック類	プラスチック専用袋(黄)へ入れて出して下さい。		毎週 水曜日	全地区一斉収集 つぶしたり切ったりして、できるだけかさを減らしましょう。	
	空き缶	空き缶専用袋(赤)に入れて出して下さい。		毎月 5日 20日	寺杣、滝原、岩淵、落合 中村、猪谷 東之町、西之町 南之町、北之町 昭和通中 3 班 梅本アパート みますホーム団地	
	空きビン	ビン専用袋(緑)に入れて出して下さい。		毎月 6日 21日	熊之町、学園町、旭町 昭和通南、天皇区 三洋住宅(名島 5 班) シャーマゾン広川 溝畑マンション 八幡神社前	
ペットボトル	ペットボトル専用袋(青)に入れて出して下さい。		毎月 7日 22日	耐久中横(西中町、中之町 本町、昭和通北) 湊浜町、西浜町 湊中町、田町 みどり区 山本(乙田、白木・小浦)		
もえないごみ	その他の不燃物専用袋(黒)へ入れて出して下さい。			毎月 9日 24日	唐尾、西広 山本陸橋横(山本、池ノ上) 上中野 南金屋	
	金属、金属を取り外せないもの	鍋、やかん、フライパン、スプーン、乾電池、傘、カセットテープ、ビデオテープなど		毎月 10日 25日	殿 東中 名島(橋詰) 柳瀬 井関、河瀬 前田、猿川	
	ガラス類、陶器類	窓ガラス、鏡類、ガラスコップ、電球類、割れたビン、皿、湯飲み、つぼなど				
	小型電気製品	時計、ドライヤー、ラジオ、トースター、ポットその他指定袋へ入る大きさのもの				
ふとん類	ふとん専用袋、またはもえるごみ専用袋に入れて出して下さい。 ※ごみ出しは、資源ごみ・もえないごみといっしょに出して下さい。					
資源回収	ボランティア団体による 地域のボランティア団体が回収を行う日に出して下さい。	新聞紙、チラシ、雑誌類、段ボール、古着、アルミ缶、牛乳パック ※ボタン、ファスナー、金属類は取り除かないで下さい	運びやすい大きさにしてひもで十字にしぼって出して下さい。 古着は利用出来る一般衣料(下着・制服・靴下等を除きます)。 アルミ缶はつぶさずポリ袋等に入れて出して下さい。		広地区は毎月 20 日(雨天の場合は翌日)、 南広、津木地区は年 2 回の回収日に出して下さい。	
町で収集しないごみ (処理困難ごみ)	家電リサイクル法対象品目		家電リサイクル法対象商品 (エアコン(室外機含む)・テレビ(液晶・プラズマ式含む)・冷蔵庫・洗濯機・家庭用衣類乾燥機)		PC リサイクルマークのついているパソコンはパソコンメーカーへ連絡し引き取ってもらして下さい	
	もえない粗大ごみ、建設廃材、適正処理困難物・危険物、レンガ、砂				年 1 回粗大ごみを有料で処分できる場を設けます。各地区(広、南広、津木)を巡回しますので、その際お出し下さい。 また、購入店に引き取ってもらうか、専門業者で処理してもらっても結構です。	
	ペットの糞、尿を含んだ砂など				自家処理するなど自己の責任において適正に処分して下さい。	
	もえる粗大ごみ		タンス、いす、カーペット、じゅうたんなど 金属、ガラス、泥、石などの異物は必ず除去して下さい。 事前に広川町役場住民生活課へ電話申し込みを行って下さい。 役場より、搬入日を連絡しますので、湯浅町にあるリユースなごみ(有田衛生施設事務組合ごみ処理施設)へ直接搬入して下さい。(毎週 月・火・木・金 午後 2 時 ~ 3 時) 手数料は無料です。			
事業活動に伴って生じたごみ	産業廃棄物(事業活動に伴って生じた燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定められた 20 種類の廃棄物) 事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物以外のもの)				産業廃棄物処理業者へ委託するなど自己の責任において適正に処分して下さい。 もえるごみは、町の分別方法を遵守の上、リユースなごみへ直接搬入して下さい。	

(見やすいところに貼ってください。)

お問い合わせ、ご相談は……広川町役場住民生活課〔TEL 23-7714〕まで

平成 26 年 4 月作成